

PTA規約一部改正について

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和6年度のPTA活動を行うにあたり、規約<第12章>改正に基づき下記のとおり規約の改正案を提案いたします。ご多用とは思いますが、ご検討のうえ令和6年度PTA定期総会(書面表決書)にて賛否いただけますようお願いいたします。なお、採決を総てPTA会長に一任する場合は委任状を担任の先生までご提出ください。

記

《規約改正案 改正前後対比一覧》

*改正点 一、副会長、会計の人数変更

現 行 規 約	
< 第 6 章 > 役 員	
第 1 3 条	<u>役員は候補者推薦委員会により選出され</u> 、総会により決定するものとする。
第 1 5 条	この会の執行部は次のとおりである。 1. 会長1名 <u>副会長3名</u> (内1名教頭先生) 書記 若干名 <u>会計1~2名</u> 2. 執行部はほかの委員、会計監査委員を兼ねることができない。 3. 書記・会計は事務局を構成し、別に定める規定に従ってこの会の事務処理に当たる。
改 正 後	
< 第 6 章 > 役 員	
第 1 3 条	<u>役員は前年度中に立候補および推薦により選出され</u> 、総会により決定するものとする。
第 1 5 条	この会の執行部は次のとおりである。 1. 会長1名 <u>副会長3~4名</u> (内1名教頭先生) 書記 若干名 <u>会計1~3名</u> 2. 執行部はほかの委員、会計監査委員を兼ねることができない。 3. 書記・会計は事務局を構成し、別に定める規定に従ってこの会の事務処理に当たる。
< 第 1 2 章 > 付 則	
	令和6年3月7日 一部改正施行(改訂)

*改正点 二、推薦委員会の廃止

現 行 規 約	
< 第 1 0 章 > <u>役員候補者推薦委員会</u>	
第 3 2 条	臨時委員会として、執行部および会計監査委員の候補者を選出することを目的とし、この委員会を置くことができる。略称は推薦委員会とする。
第 3 3 条	この委員会に必要な事項は細則で定める。
第 3 4 条	運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の承認を得て定める。
第 3 5 条	運営委員会は細則を制定、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。
改 正 後	
< 第 1 0 章 > <u>削除</u> および以降の章の繰り上げ	
< 第 1 2 章 > 付 則	
	令和6年3月7日 一部改正施行(改訂)

現 行 規 約

細則 < 第 1 章 > 役員候補者推薦委員会

- 第 1 条 委員会は各クラス 1 名及び副会長をもって構成する。ただし、推薦委員が候補者になった場合、推薦委員を辞めるものとする。
- 第 2 条 推薦委員の中から委員長、副委員長の各 1 名を互選する。委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 第 3 条 推薦委員会は候補者の選定をはじめ、それに関する仕事の運営にあたる。
- 第 4 条 推薦委員会の議事の運営は、本則の第 8 章 第 2 8 条ならびに第 2 9 条の運営委員会の規定に準ずる。
- 第 5 条 推薦委員会は選出した候補者を総会に推薦し、承認を求める。また総会の少なくとも 1 週間前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
- 第 6 条 推薦委員会は必要に応じて発足し、その任務を終了したときに解任するものとする。

改 正 後

細則 < 第 1 章 > 削除および以降の章の繰り上げ

細則 < 第 4 章 > 付 則

令和 6 年 3 月 7 日 一部改正施行（改訂）

***改正点 三、慶弔規定の変更**

現 行 規 約

- 本規約 第 1 3 章付則①の内則は次の通り。
慶弔費について次の通り規定する。
- | | |
|--|--------------------------|
| 1.祝金 (教職員のご結婚) | <u>3, 0 0 0 円</u> |
| 2.香料 | |
| ・生徒の保護者 | 生花 と 5, 0 0 0 円 |
| ・教 職 員 | 生花 と 5, 0 0 0 円 |
| ・教職員の配偶者と子 | 5, 0 0 0 円 |
| ・生 徒 | 5, 0 0 0 円 |
| 3.見舞い金 | |
| ・火災その他 | 5, 0 0 0 円 |
| 4.全国大会 (校長承認による大会) 出場の祝金 | |
| 個人出場一律 <u>3万円</u> 、団体出場一律 <u>7万円</u> 。
(個人戦・ダブルス戦出場の場合は出場人数、組数に関係なく一律 <u>3万円</u>) | |
- ※そのほか実情に合わせて運営委員会で協議し決議する。
※緊急を要する場合は、会長・副会長で協議の上決定し運営委員会の了承を求める。

改 正 後

- 本規約 第 1 2 章付則①の内則は次の通り。
慶弔費について次の通り規定する。
- | | |
|--|--------------------------|
| 1.祝金 (教職員のご結婚) | <u>5, 0 0 0 円</u> |
| 2.香料 | |
| ・生徒の保護者 | 生花 と 5, 0 0 0 円 |
| ・教 職 員 | 生花 と 5, 0 0 0 円 |
| ・教職員の配偶者と子 | 5, 0 0 0 円 |
| ・生 徒 | 5, 0 0 0 円 |
| 3.見舞い金 | |
| ・火災その他 | 5, 0 0 0 円 |
| 4.全国大会 (校長承認による大会) 出場の祝金 | |
| 個人出場一律 <u>4万円</u> 、団体出場一律 <u>8万円</u> 。
(個人戦・ダブルス戦出場の場合は出場人数、組数に関係なく一律 <u>4万円</u>) | |
- ※そのほか実情に合わせて運営委員会で協議し決議する。
※緊急を要する場合は、会長・副会長で協議の上決定し運営委員会の了承を求める。
- 細則 < 第 4 章 > 付 則
令和 6 年 3 月 7 日 一部改正施行（改訂）慶弔規定

※規約中の P T A 連合会は朝霞市保護者代表連絡会に変更。

※規約および細則中の推薦委員に関するものは削除および変更。

以上